

1. 基本料金

※利用者負担料の地域区分は1単位11.12円で計算

訪問看護費	訪問看護サービスの時間		単位数		基本料金(利用者負担額)/円					
					1割		2割		3割	
			介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
	30分未満	訪問看護I-2	471	451	524円	502円	1,048円	1,003円	1,572円	1,505円
	30分以上60分未満	訪問看護I-3	823	794	916円	883円	1,831円	1,766円	2,746円	2,649円
	60分以上90分未満	訪問看護I-4	1,128	1,090	1,255円	1,212円	2,509円	2,424円	3,763円	3,636円
時間帯(早朝・夜間・深夜の場合は日中の料金より割り増しになります。)										
	時間帯		割増率							
	早朝(午前6時～午前8時までの間)		所定単位数の25%加算							
	夜間(午後6時～午後10時までの間)		所定単位数の25%加算							
	深夜(午後10時～午前6時までの間)		所定単位数の50%加算							

2. 各種加算

種類		単位数	基本利用料(利用者負担金)/円				備考
			1割	2割	3割		
特別管理加算(Ⅰ)※1	月1回	500	556円	1,112円	1,668円	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合	
特別管理加算(Ⅱ)※2		250	278円	556円	834円		
長時間訪問看護加算	1回90分以上	300	334円	668円	1,001円	90分を超えるサービス	
ターミナルケア加算	1回	2,500	2780円	5560円	8340円	ターミナルケアを行った場合、死亡月に算定	
複数名訪問看護加算(Ⅰ)	30分未満	254	283円	565円	848円	看護師と看護師が同時に訪問	
	30分以上	402	447円	894円	1,341円		
退院時共同指導加算	1または2回	600	668円	1,335円	2,002円		
初回加算Ⅰ	1回	350	390円	779円	1,168円	退院した日に初回の訪問看護を行った場合	
初回加算Ⅱ	1回	300	334円	668円	1,001円	上記以外の場合	
緊急時訪問看護加算Ⅱ※3	月1回	574	639円	1,277円	1,915円		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	訪問1回ごと	6	7円	14円	20円		
看護体制強化加算(Ⅱ)	月1回	200	223円	445円	668円		
看護体制強化加算(予防)		100	112円	223円	334円		
介護職員等処遇改善加算	月額合計単位数の1.8%				令和8年6月介護報酬改定により開始		

3. 交通費

通常のサービス提供区域を越えてサービスを提供する場合

訪問車(自動車)使用の場合	片道5キロまで	300円/回
	片道5キロ以上	1kmにつき50円/回
公共交通機関	実費	

4. その他

1時間30分を超える訪問看護料	30分につき2,000円を介護保険・医療保険の基本料金に加算
エンゼルケア(死後の処置)	20,000円
介護保険外サービス	利用者負担 10割

※ 日常生活用具・物品・衛生材料等は実費となります

※ キャンセルにつきましては、サービス利用の当日午前9時までは無料。ご連絡のない場合は当該基本料の10%を請求させていただきます

<p>※1. 特別管理加算(Ⅰ) 500単位/月</p> <p>・在宅麻薬等注射指導管理・在宅腫瘍化学療法注射指導管理・在宅強心剤持続投与指導管理・在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者・気管カニューレ若しくは留置カテーテルを使用している状態にある者</p>
<p>※2. 特別管理加算(Ⅱ) 250単位/月</p> <p>・在宅自己腹膜灌流指導管理・在宅血液透析指導管理・在宅酸素療法指導管理・在宅中心静脈栄養法指導管理</p> <p>・在宅成分栄養経管栄養法指導管理・在宅自己導尿指導管理・在宅持続陽圧呼吸療法指導管理・在宅自己疼痛管理指導管理</p> <p>・在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態</p> <p>・人工肛門または人工膀胱を設置している状態・真皮を超える褥瘡の状態・点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態</p>
<p>※3. 緊急時訪問看護加算</p> <p>ご利用者・ご家族様から電話等により看護に関する意見を求められた場合に、常時対応できる体制を整備していること。また、必要時、緊急訪問を行うこともあります。</p>

介護保険から医療保険への適用保険変更

次の場合、自動的に適用保険が介護保険から医療保険へ変更になります。

1. 厚生労働大臣が定める疾病等の場合

- ①末期の悪性腫瘍
- ②多発性硬化症
- ③重症筋無力症
- ④スモン
- ⑤筋萎縮性側索硬化症
- ⑥脊髄小脳変性症
- ⑦ハンチントン病
- ⑧進行性筋ジストロフィー症
- ⑨パーキンソン病関連疾患（進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病（ホエーン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度の者に限る））
- ⑩多系統萎縮症（線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群）
- ⑪プリオン病
- ⑫亜急性硬化性全脳炎
- ⑬ライソゾーム病
- ⑭副腎白質ジストロフィー
- ⑮脊髄性筋萎縮症
- ⑯球脊髄性筋萎縮症
- ⑰慢性炎症性脱髄性多発神経炎
- ⑱後天性免疫不全症候群
- ⑲頸髄損傷
- ⑳人工呼吸器を使用している状態

2. 病状の悪化により悪性腫瘍の終末期になった場合

3. 主治医より特別訪問看護の指示書が交付された場合